【 参考資料 】～ 1

学 校 の 取 組 に 係 る 留 意 事 項 等 （平成27年度）

1 重点取組事項（メンタルヘルス・アクションプラン関連）

（1）道教委が毎年度提示する「メンタルヘルス対策の重点取組事項」に基づき、学校において「重点取組事項」を決定するとともに、当該項目をアクションプランに盛り込むこと。

（2）職員の意識啓発のため、「メンタルヘルスの日」を設定し、アクションプランに盛り込むこと。

（3）「重点取組事項」の取組状況について、衛生委員会の場を活用し、定期的に進行管理を行うこと。

（4）「重点取組事項」の取組状況に関わって、年度末の衛生委員会で「成果と課題」等の総括を行うとともに、総括の結果を踏まえた翌年度の取組に係る検討を行うこと。

（5）今後、道教委から示される「重点取組事項の進行管理や総括の際に使用する様式や留意点等」を参考にして進行管理等に取り組むこと。

2 衛生委員会

（1）道教委が作成した「衛生委員会活性化の手引き」を活用して、衛生委員会の設置の根拠や趣旨・役割、会議の進め方等に対する理解を深め、衛生委員会の運営の一層の円滑化を図ること。

（2）今後、道教委から送付される手引きの「追補版」（メンタルヘルス対策の実践事例等をまとめたもの）を活用し、衛生委員会の一層の充実を図ること。

（3）道教委のホームページや共済だより等に掲載されるメンタルヘルス関連の情報について、衛生委員会で積極的に活用するとともに、職員に周知すること。

（4）衛生委員会の場を活用し、「重点取組事項（メンタルヘルス・アクションプラン）」の定期的な進行管理を行うこと。（再掲）

（5）年度末の衛生委員会において、「重点取組事項（メンタルヘルス・アクションプラン）」の総括を行うとともに、総括の結果を踏まえた翌年度の取組に係る検討を行うこと。（再掲）

3 研修事業

（1）職場研修

ア　メンタルヘルスに係る職場研修を少なくとも年に一度、実施すること。

イ　ヘルスアップセミナーや健康講話等の「講師派遣」を活用して、職場研修の充実を図ること。

ウ　研修プログラム（道教委作成）やＤＶＤ等の各種研修資料、メンタルヘルスに係る情報等を活用して、職場研修の充実を図ること。

（2）管理職研修

ア　校長、副校長・教頭、事務長（以下「学校管理職」という。）は、メンタルヘルスセミナー（全道4会場で開催）等に参加し、職場のコミュニケーションづくり等についての理解を深めること。

イ　学校管理職は、今後、道教委が作成する「管理職用研修プログラム」等を活用すること。

ウ　新任の学校管理職は、メンタルヘルスセミナー等の研修会に積極的に参加すること。

4 ストレスチェック

（1）今後、道教委から示される、労働安全衛生法の一部改正（平成27年12月施行）に伴い創設される「ストレスチェック制度」のポイントについて、職員に周知すること。

（2）職員のセルフチェックに係る取組の充実を図るため、道教委のホームページに掲載の「5分間でできるストレスチェック」を活用するよう職員に周知すること。

（3）今後、道教委から情報提供される「ストレスチェック」関連の事項について、職員に周知すること。

5 その他

（1）「心の健康総合相談室」に関わる次の情報について、職員に周知すること。

ア　今年度から、「心の健康総合相談室」の相談員として校長経験者1名を配置し、学校経営、学級経営、学習指導、生徒指導及び保護者対応など日常教育活動に関わる諸課題への対応等に応じることとしたこと。（相談時間は、第2・第4土曜日の9時から16時）

イ　「心の健康総合相談室」の電話相談等は、教職員本人だけでなく、本人の家族や職場の上司・同僚も利用することができること。

（2）今年度から、新たに次のメンタルヘルスに係る情報提供を開始したので、職員に周知すること。

ア　「平日の夜間や土・日に受診できる心療内科」等の情報を道教委のホームページに掲載

イ　「産業医だより」や「メンタルヘルスの基礎知識等」を共済だよりに連載

（3）今後、職員の意識啓発を図るため、メンタルヘルスに関わる「ポスター」や「リーフレット」を作成し配布する予定なので、学校での活用を図ること。

（4）メンタルヘルスに関わる「夜間の相談窓口」については、公立学校共済組合の本部事業「教職員健康相談24」（詳細は共済ホームページを参照）を活用できる旨、職員に周知すること。